

平成28年 **1月**から

－事業主等取次業務を行う方(正組合員)へ－

## 医療保険のマイナンバー（個人番号） 対応をお願いします



平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始され、国民健康保険組合では、各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行うこととなります。

事業主や支部等の取次者の方には、当組合に提出する各種届出書等に被保険者のマイナンバーを記入して、ご提出をお願いします。

### 1 なぜ、取次者がマイナンバーを取得する必要があるのですか？取次者がマイナンバーを扱っていいですか？

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。今後、厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで被保険者のマイナンバーが必要となります。

マイナンバーは、プライバシーなどの関係で取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（国民健康保険組合などの「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続を取次ぐ者（事業主や金融機関などの「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。事業主や支部等の国保組合事務の取次者には、従来から届出等の取次業務を実施して頂いていますが、取次者がマイナンバーを取り扱うことについては、当組合からの委託に基づき実施していただくこととなります。

### 2 マイナンバーは医療保険以外に使いますか？

取次者の方は、**国民健康保険組合以外の個人番号利用事務実施者から**委託を受けている場合は、法令に基づいて**組合員等**の方々のマイナンバーを国民健康保険に関連する事務以外に、年金や雇用保険、労災保険等の各種社会保険や年末調整等の税の事務**等**にも利用することができます。

※番号法別表第一に基づく主務省令（平成26年内閣府総務省令第5号）

マイナンバーは制度上、個人情報の中でも特殊なものとして位置付けられていますので、被保険者の方々から最初にマイナンバーの提示を受ける際に、利用する事務などを全て具体的に示すことで、それぞれの事務に利用することができます。（5「マイナンバーを取り扱う上での注意事項」をご覧ください）

# 3

## どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

### ■マイナンバーの取得と提出

既存の被保険者については、当組合が住基ネット経由でマイナンバーを取得することになっていきますので、マイナンバーを提出いただく必要はありません。ただし、住基ネットとの突合ができなかった被保険者については、事業主等の取次者からマイナンバーを提出していただくことになります。

平成28年1月以降の新規加入者については、個人番号欄がある新様式の「資格取得届」を用いてマイナンバーを提出してください。

### ■被保険者への依頼について

マイナンバーは、平成27年10月以降、国民一人ひとりに郵送される「通知カード」に記載されています。被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記載するよう依頼してください。通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

### 通知カードのイメージ

個人番号	〇〇〇・……〇〇〇
生年月日	〇年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市□町1-1-1

### ■マイナンバー取得時の本人確認

マイナンバーを取得する際、原則として「番号確認」と「身元確認」が必要になります。番号確認のため、被保険者から通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示（郵送の場合は写しの提出）を受けてください。

身元確認については、従業員など雇用関係にあることなどから本人に相違がないことが明らかに判断できると当組合が認めるときには、身元確認書類を不要とすることが認められています。

※組合員の家族についての身元確認は、組合員が実施しているという観点で、事業主等の取次者が行う必要はありません。

## 4 マイナンバーは、いつから使用しますか？

平成28年1月に申請書の様式を変更し、個人番号欄を設けます。

平成28年1月以降、当組合に各種届出を提出して頂く際は、個人番号欄がある新様式の申請書を用いて申請をしてください。

マイナンバーを記載事項に追加する様式

- 資格取得の届出
  - 資格喪失の届出
  - 氏名・住所変更の届出
  - 被保険者証再交付の届出
  - 療養費の支給申請
  - 高額療養費の支給申請
  - 限度額適用認定証の申請等
- 等

※平成27年1月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく

## 5 マイナンバーを取り扱う上での注意事項

マイナンバーをその内容に含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。事業主や支部、出張所等の取次者がマイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。

**マイナンバーを取得する時には、国民健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。マイナンバーは、国民健康保険のほか、法令に基づき、給与所得の源泉徴収票、支払調書、厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類にも記載が必要になるものです。特定の事務のために提供を受けたマイナンバーを、他の事務に利用することが想定される場合は、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得、利用してください。**

マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されている等、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。また、漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を実施する必要があります。

特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従って、適正な取扱いを行ってください。

## 6 マイナンバー制度とは？

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。
- マイナンバー制度の導入により、国民健康保険組合は、①マイナンバーが記載された申請書・届出書等の提出を受けて、被保険者等のマイナンバーを取得し、②情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会・情報提供（情報連携）を行います。これにより、その対象となる手続で将来的には添付書類の省略ができるようになります。

## 7 詳しい情報はどこで入手できますか？

- 社会保障分野へのマイナンバー制度導入に関する事業主向けリーフレットと説明資料は、厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>  
※健康保険の事業主向けです（ご参考）
- マイナンバー制度については、内閣官房  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>  
※「事業者向けマイナンバー広報資料」をご参照ください
- 特定個人情報の取り扱い等については、特定個人情報保護委員会  
<http://www.ppc.go.jp/index.html>  
※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご参照ください

## 問い合わせ先

愛知県医師国民健康保険組合  
TEL：052-263-1688

